

## 奴隷解放の年に関する一考察 —第七の年、ヨベルの年—

安仲 佳代

同志社大学大学院神学研究科博士後期課程

### 要旨

ヘブライ語聖書における三つの奴隷解放規定（出エジプト記 21:2-11；レビ記 25:39-55；申命記 15:12-18）は、奴隷解放を定めている点では共通しているが、内容の異同が多い。中でも、奴隷解放の年に関する異同は、研究者たちの関心を引いてきた。出エジプト記規定と申命記規定は「第七の年」と定めている一方、レビ記規定は「ヨベルの年」と定めている。本稿では、まず、Daisy Yulin Tsai による分類に沿って、研究者たちの代表的な意見を確認する。次に、Tsai による分類を修正した上で、各説を検討する。最後に、議論の争点に対する本稿の立場を明らかにし、奴隷解放の年に関する結論を述べる。本稿は、(i) 奴隷解放の年の意義は規定ごとに異なり、(ii) 三規定は別々に伝承されて成立し、その成立に前後はなく、(iii) 運用の意図を持って規定が置かれたが、安定的な強制力がなかったため、次第に運用されなくなった、と考える。奴隷解放の年に関する異同が生じたのは、(i)と(ii)の点に拠る。

### キーワード

奴隷解放、第七の年、ヨベルの年、出エジプト記 21:2-11、レビ記 25:39-55、申命記 15:12-18

## **Discussion on the Year of the Manumission of Slaves: The Seventh Year and/or the Jubilee Year**

Kayo Yasunaka  
Doctoral Student  
Graduate School of Theology, Doshisha University

### **Abstract:**

Among the three regulations on the manumission of slaves in the Hebrew Bible (Exodus 21:2-11; Leviticus 25:39-55; Deuteronomy 15:12-18), there are various differences. In particular, the issue concerning the year of the manumission of slaves has been a controversial question: Exodus and Deuteronomy stipulated “the seventh year,” while Leviticus stipulates “the Jubilee year.” First, I survey the representative opinions on this question, which were classified by Daisy Yulin Tsai. Next, I make a few modifications of Tsai’s classification and consider each relevant theory. To conclude, I present my opinion on three key points of this discussion: (i) the indication of the year of the manumission of slaves is different depending on the regulation; (ii) the regulations were formed severally and contemporaneously; and (iii) although the regulations were set with the intention of being enforced, they were gradually abandoned because no stable government existed at the time. The difference in the presumed year might have arisen out of (i) and (ii).

### **Keywords:**

manumission of slaves, the seventh year, the Jubilee year, Exodus 21:2-11, Leviticus 25:39-55, Deuteronomy 15:12-18

## 1. はじめに

ヘブライ語聖書には三つの奴隷解放規定が収められている。出エジプト記 21:2-11; レビ記 25:39-55; 申命記 15:12-18 である。三規定とも奴隷が一定期間働いた後に解放されることを定めている点では共通しているが、その内容に多くの異同がある。例えば、女奴隷を含むのか否か、といった対象者の違い、妻子を伴うのか否か、主人から贈り物を持たされるのか否か、といった条件の違い、さらには、終身奴隷となる選択肢やそのための儀式の様態といった細則に係わる違いなどがあるが、中でも、奴隷が解放されるまでの期間の違いは、研究者たちの関心を引いてきた。出エジプト記規定と申命記規定において、奴隷は、六年間働いた後、「第七の年」に解放される。一方、レビ記規定においては、「ヨベルの年」に解放される。

出エジプト記 21:2<sup>1</sup>

あなたがヘブライ人である奴隷を買うならば、彼は六年間奴隷として働かねばならないが、**七年目には**無償で自由の身となることができる。

כִּי תִקְנֶה עֶבֶד עִבְרִי שֵׁשׁ שָׁנִים יַעֲבֹד וּבְשִׁבְעַת יֵצֵא לְחֻפְשֵׁי הַנֶּגֶם:

レビ記 25:39-40

もし同胞が貧しく、あなたに身売りしたならば、その人をあなたの奴隷として働かせてはならない。雇い人か滞在者として共に住ませ、**ヨベルの年まで**あなたのもとで働かせよ。

וְכִי־יִמֹּךְ אָחִיךָ עִמָּךְ וַנִּמְכַרְלָךְ לֹא־תַעֲבֹד בּוֹ עֲבֹדֶת עֶבֶד:  
כָּשָׁכִיר כְּתוֹשֵׁב יִהְיֶה עִמָּךְ עַד־שְׁנַת הַיָּבֹל יַעֲבֹד עִמָּךְ:

申命記 15:12

同胞のヘブライ人の男あるいは女が、あなたのところに売られて来て、六年間奴隷として仕えたならば、**七年目には**自由の身としてあなたのもとを去らせねばならない。

כִּי־יִמְכַר לְךָ אָחִיךָ הָעִבְרִי אוֹ הָעִבְרִיָּה וַעֲבָדָךְ שֵׁשׁ שָׁנִים וּבְשִׁבְעַת הַשָּׁבִיעִת תִּשְׁלַחְנוּ חֻפְשֵׁי מַעֲמָדָךְ:

同じように奴隷解放を定めている規定であるにもかかわらず、このように奴隷を解放する年が異なっている現状を、どのように解釈するべきだろうか。奴隷解放の年に関する異同、および、異同が生じた理由と必要性について、研究者たちは議論を重ねてきた。Daisy Yulin Tsai, *Human Rights in Deuteronomy: With Special Focus on Slave Laws* (Berlin: De Gruyter, 2014) は、研究者たちの代表的な意見を八

つ挙げ、これに Tsai 自身の意見を加えた九つの説を紹介している。本稿は、これらの見解を確認し、各説に検討を加え、議論の争点を分析した上で、奴隷解放の年に関して考察する。

## 2. 奴隷解放の年に関する議論

*Human Rights in Deuteronomy* は、著者 Daisy Yulin Tsai の学位論文に基づいて 2014 年に刊行された著作である。同書は、ヘブライ語聖書および古代近東法典における奴隷解放規定に関して網羅的に論述した研究書のうち、最新のものであり、特に申命記の奴隷解放規定に焦点を当てることで、申命記法典に見出される人道主義的精神を浮き彫りにすることを研究の目的としている。同書 100-105 頁において、Tsai は、奴隷解放の年に関する代表的な見解として、次の八つの説を挙げている（括弧内は研究者名）。

- ① 申命記規定の修正がレビ記規定である。(S. R. Driver)
- ② レビ記規定は「富裕層を懐柔する」ための規定である。(E. Ginzberg)
- ③ 奴隷となった条件が異なる。(I. Mendelsohn)
- ④ 「ヨベルの年」は第七の年を意味する。(N. P. Lemche)
- ⑤ 奴隷となった者の身分や背景が異なる。(C. J. H. Wright)
- ⑥ 個別の解放か全員の解放かによる。(J. E. Hartley)
- ⑦ 奴隷となった者が家父長であったか否かによる。(G. C. Chirichigno)
- ⑧ 奴隷となった者の妻子の有無による。(A. Schenker)

奴隷解放の年に関する異同について、研究者たちはどのように考えてきたのだろうか。Tsai の分類順に従って、これら八つの説を概括する。

### ① 申命記規定の修正がレビ記規定である。(S. R. Driver)

S. R. Driver が指摘するように、三規定間の矛盾を解消するための最も標準的な解釈は、第七の年よりも前にヨベルの年が到来した場合に奴隷が自由を得られるようにするための規定としてレビ記規定を理解することである<sup>2</sup>。すなわち、通常は、出エジプト記規定および申命記規定に従って、六年間の務めの後、第七の年に奴隷が解放されるが、ヨベルの年が到来した場合、レビ記規定に従い、たとえ六年間の務めの途中であっても第七の年を待たずして奴隷が解放される、とする解釈であり、この解釈は多くの研究者たちの間で提示されてきた<sup>3</sup>。しかし同時に、最も調和的と認められながらも批判されてきた解釈であり、Driver 自身もこの解

釈に反対している<sup>4</sup>。Driverによれば、仮にヨベルの年に、出エジプト記規定および申命記規定に代わってレビ記規定を適用することになっていたらとすると、レビ記規定の中に、先行規定に代わって施行する、という明確な言及があるはずである。しかし、実際にはそのような言及はなく、規定は互いに矛盾している。

そこでDriverが「最も満足のいく説明<sup>5</sup>」として提示する解釈が、出エジプト記規定および申命記規定の修正がレビ記規定である、というものである。出エジプト記規定および申命記規定で定められていた第七の年という期間が守られなくなった時代に<sup>6</sup>、イスラエル人奴隷の負担を軽減するため、ヨベルの年の解放を定めたレビ記規定が考案された。レビ記規定によって、奴隷の期間は長くなったが、その代償として、奴隷ではなく雇い人や滞在者のように慈悲深く扱われることになった、とDriverは説明づける。

## ② レビ記規定は「富裕層を懐柔する」ための規定である。(E. Ginzberg)

ヨベルの年に関する規定は理想論であると見なす多くの研究者たちと異なり<sup>7</sup>、E. Ginzbergは、現実の政治的問題をよく認識した規定である、と考えている<sup>8</sup>。Ginzbergによれば、土地所有権の移転と親族による償還という二つの法慣習を組み合わせ、人間も土地も神の所有物であるという神学的概念を基に、制限付きの貸借のみを許可する新しい所有権移転制度を捕囚時代に定めたものが、ヨベルの年規定である<sup>9</sup>。ヨベルの年を確実に実行に移すために、いくつかの折衷策が取り入れられ、そのうちで最も重要な策が、奴隷解放を七年から五十年に延長したことである<sup>10</sup>。確実な律法遵守を目的とした「富裕層を懐柔し、法案に対する彼らの支援を得る<sup>11</sup>」ための政策であった、とGinzbergは述べている。なお、Tsaiは、このGinzbergによる理由づけを「富裕層に労働力の長期的、安定的な供給をするため<sup>12</sup>」と表現している。

## ③ 奴隷となった条件が異なる。(I. Mendelsohn)

前二者とは打って変わって、I. Mendelsohnは、出エジプト記規定および申命記規定とレビ記規定には何の繋がりもない、と見ている<sup>13</sup>。出エジプト記規定、申命記規定は、返済不能に陥った債務者が奴隷となった場合を対象としており、レビ記規定は、貧しいヘブライ人が同胞あるいは異邦人に自ら身売りして終身奴隷となった場合を対象としている<sup>14</sup>。Mendelsohnによれば、レビ記規定の特徴は二つあり、(i) 奴隷と主人の国籍に言及していること、(ii) ヨベルの年の解放によって同胞の終身奴隷制を禁じていることが、従来の古代近東世界にない新しい要素である<sup>15</sup>。ただし、ヨベルの年が本当に実施されたか否かについては、疑問視している<sup>16</sup>。

#### ④ 「ヨベルの年」は第七の年を意味する。(N. P. Lemche)

N. P. Lemche は、五十年に及ぶ奴隷期間はほぼ一生涯に匹敵するのでヨベルの年の解放の定めは架空のものであつたろうと断った上で、レビ記 25 章の用語に着目している<sup>17</sup>。奴隷解放を定めた 25:39 を含めて、レビ記 25 章には  $\text{אִי־יָמוּךְ}$  (もし彼が貧しくなったなら) で始まる  $\text{אִי־יָמוּךְ}$  規定が三つ登場するが<sup>18</sup>、 $\text{אִי־יָמוּךְ}$  規定のどこにも五十年の期間に対する言及はない。そこで Lemche は、 $\text{אִי־יָמוּךְ}$  規定における「ヨベルの年」は五十年目ではなく「解放の年」を意味すると考え、出エジプト記規定および申命記規定に従って、この「解放の年」を第七の年と類推解釈することを提案する<sup>19</sup>。レビ記 25 章は、契約法典と申命記法典が部分的に取り入れられ、安息の年とヨベルの年を結びつけた結果生じた「二次的混合物」である、と Lemche は考えている<sup>20</sup>。ただし、国家規模の実効力を必要とする安息の年は現実には実施されておらず、また、ヨベルの年が実際に運用されていたかも決めかねる、という立場を取る<sup>21</sup>。

#### ⑤ 奴隷となった者の身分や背景が異なる。(C. J. H. Wright)

C. J. H. Wright の見解は、出エジプト記規定および申命記規定とレビ記規定は全く異なる二つの状況を扱っている、というものである<sup>22</sup>。前者における「ヘブライ」の奴隷とは、土地を持たず、イスラエルの家で働くことで生計を立てる者を指し、後者における奴隷とは、先祖伝来の土地を持つイスラエル人だが、貧窮して土地を抵当に入れ、家族ともども同胞に身売りした者を指す<sup>23</sup>。Wright は、このような解釈の根拠として用語や条件が前者と後者と異なることを挙げ<sup>24</sup>、前者の解放は無制限の搾取を防ぐことを目的とする一方、後者の解放はイスラエルの家の所有物を回復することを主眼とする、と述べている<sup>25</sup>。ただし、ヨベルの年の実施については、王国時代以降、土地の差し押さえが増え、世襲でない土地が拡大したために、ヨベルの年における回復が無意味になり、実施されなくなった、としている<sup>26</sup>。

#### ⑥ 個別の解放か全員の解放かによる。(J. E. Hartley)

J. E. Hartley もまた、出エジプト記規定および申命記規定で扱われている状況とレビ記規定で扱われている状況は異なる、と考えている<sup>27</sup>。Hartley の考えでは、出エジプト記規定および申命記規定によって個別の奴隷を管理し、レビ記規定によって全奴隷を解放した<sup>28</sup>。出エジプト記規定および申命記規定では、終身奴隷となる場合についても定められているが、レビ記規定があることで、この終身奴隷もその妻子も、ヨベルの年には解放され、さらには慢性的な重い債務を負っている者も、一切が免除される<sup>29</sup>。Hartley によれば、奴隷解放規定は、イスラエル

人が終身奴隷となることを防ぐためにあり、レビ記規定は、古代イスラエル市民を守るための強力な社会保障制度であった<sup>30</sup>。

### ⑦ 奴隷となった者が家父長であったか否かによる。(G. C. Chirichigno)

G. C. Chirichigno の関心は、レビ記 25:39 と申命記 15:12 で用いられている動詞  $\text{נָמַכְר}$  に向けられている<sup>31</sup>。Chirichigno によれば、レビ記規定で示されているのは、強制的に家族ともども奴隷とされた家父長であり、家父長が支払不能に陥ったために身売りせざるを得なかったことは明らかであるので、レビ記 25:39 の完了形  $\text{נָמַכְר}$  を、再帰動詞「彼自身を売った」と解釈するべきである<sup>32</sup>。何の生産手段も持たないために身売りしたイスラエル人家父長は、土地を持たないためにイスラエルの家で働いて生計を立てる滞在者や雇い人と同等と見なされる<sup>33</sup>。一方、出エジプト記規定および申命記規定で示されているのは、債務解消のために家族の一員が売られた場合であり、そのような売買を先導するのは家父長であると考えられるので、申命記 15:12 の未完了形  $\text{נִמְכָּר}$  を、受動態「売られる」と解釈するのが最適である<sup>34</sup>。

### ⑧ 奴隷となった者の妻子の有無による。(A. Schenker)

A. Schenker は、レビ記 25:41 が息子の存在に言及し、解放後は息子と共に家族と所有地の元に戻ると定めている点を重視する<sup>35</sup>。Schenker によれば、レビ記規定の対象者は、債務奴隷として息子と共に売られた家父長であり、ヨベルの年の解放が適用されるのは、全奴隷ではなく、既婚で子どもがいるイスラエル人のみである<sup>36</sup>。出エジプト記規定において奴隷が子どもと共に売られる場合が考慮されていないことから、レビ記規定は出エジプト記規定の補遺であって、出エジプト記規定や申命記規定に変更や更新を加えるものではなく、この補遺があることによって奴隷解放規定は整合性のある制度として完成する、と Schenker は考えている<sup>37</sup>。

ここまで、Tsai の分類に沿って、奴隷解放の年に関する八つの説の要約を述べた。では、Tsai 自身はどのように考えているのか。Tsai は八つの説を紹介した後、自身の見解を述べている。本稿においては、Tsai の見解を九番目の説として示す。

### ⑨ ヨベルの年の解放は「最後の頼みの綱」である。(D. Y. Tsai)

Tsai は、レビ記 25 章を章全体で読むべきだ、と述べている<sup>38</sup>。そこで示されているのは、貧困の三段階であり、イスラエル人は、貧しさゆえに先祖伝来の土地

を売る第一段階 (25:25-34)、土地を持たないために貧窮し経済的支援を必要とする第二段階 (25:35-38)、債務奴隷として自ら身売りせざるを得ない第三段階 (25:39-43) を経て、最悪の場合には外国人に身売りすることになる (25:47-55)<sup>39</sup>。レビ記 25 章の規定は、イスラエル人の貧困状態が悪化して次の段階に移ることを防ぐためにあり、誰もが奴隷ではなくなるヨベルの年は、社会保障制度の「最後の頼みの綱」である<sup>40</sup>。三規定は、いずれもヘブライの債務奴隷の解放を扱っているが、詳細が異なっているので矛盾しているとはいえ、いずれかがいずれかを修正したり変更したりするものではない<sup>41</sup>。三規定は一貫して、社会的弱者を守るだけではなく、従来の古代近東世界では顧みられなかった強い人道主義的精神を示している、と Tsai は理解する<sup>42</sup>。

### 3. 各説の検討

Tsai による分類に従って、奴隷解放の年の異同に関する見解を見てきたが、そもそもこの分類は妥当だろうか。Tsai は、三規定間の矛盾を解消する方策として少なくとも八つの解釈——Tsai 自身の見解を含めれば九つの解釈——があるとしていながら<sup>43</sup>、そこに重複を多く含んでいることが、Tsai による分類に関する第一の問題点である。まず、①Driver と②Ginzberg は共に、レビ記規定によって奴隷解放の年が第七の年からヨベルの年に修正された、と考えている。④Lemche も、先に出エジプト記規定および申命記規定があつてレビ記規定が生じた、と考えている点では共通しているが、「ヨベルの年」を第七の年に読み替える立場を取る。次に、③Mendelsohn, ⑤Wright, ⑥Hartley, ⑦Chirichigno, ⑧Schenker, ⑨Tsai は、出エジプト記規定および申命記規定とレビ記規定は対象者が異なる、と見ている点では一致しており、それぞれ別々の状況で第七の年の解放とヨベルの年の解放が行なわれた、としている。ただし、このうち、⑥Hartley, ⑧Schenker, ⑨Tsai については、レビ記規定を補遺として捉え、第七の年に解放されなかった奴隷がヨベルの年に解放される、と見なしている。

そして、Tsai による分類の第二の問題点は、批判されながらも伝統的に提示され続けてきた二つの解釈を分類に含めていないことである。すでに述べたように、三規定の異同に関する最も標準的な解釈は、第七の年あるいはヨベルの年のいずれか早く到来した年に解放される、と理解することである。また、特にタルムードのラビたちによって提示されてきた解釈として、出エジプト記規定および申命記規定における「永久の奴隷」(出 21:6; 申 15:17) の「永久」とはヨベルの年までを指し、終身奴隷はヨベルの年に解放される、というものがある<sup>44</sup>。後者の解釈は、⑥Hartley, ⑧Schenker, ⑨Tsai らによる、レビ記規定を補遺と捉える考えと、

一致する。

以上を整理すると、奴隷解放の年に関する議論について、次のような分類が妥当であると考えられる。この分類に沿って、各説を検討する。

- 【A】 第七の年かヨベルの年のいずれか早く到来した年とする。
- 【B】 第七の年からヨベルの年に修正された。(①Driver ②Ginzberg)
- 【B’】 「ヨベルの年」は第七の年を意味する。(④Lemche)
- 【C】 第七の年とヨベルの年は対象者が異なる。  
(③Mendelsohn ⑤Wright ⑦Chirichigno)
- 【C’】 通常は第七の年で、終身奴隷の場合はヨベルの年である。  
(⑥Hartley ⑧Schenker ⑨Tsai)

伝統的に提示され続けてきた、【A】 第七の年かヨベルの年のいずれか早く到来した年とする、という解釈については、すでに述べたように、伝統的に批判もされ続けてきた解釈であり、また、①Driver の反論にあるように、ヨベルの年には出エジプト記規定および申命記規定に代わってレビ記規定を施行する、という明確な言及がない以上、採用することができない。

ところで、①Driver の反論は、①Driver 自身の見解にも当てはまる。すなわち、【B】 第七の年からヨベルの年に修正されたとすれば、修正に関する明確な言及があるはずだが、実際にはないのであるから、この見解もやはり疑わしい。また、①Driver については、⑤Wright が次のような批判を寄せている<sup>45</sup>。慈悲の実践が奴隷期間の延長に対する補償として十分であるとは考えられず、第七の年の解放さえ遵守しない債権者に慈悲の実践という曖昧な事柄を遵守させることは不可能であろう。⑤Wright の批判は、②Ginzberg についても的確である<sup>46</sup>。すなわち、預言者によって富裕層とその経済的圧迫が非難されていた捕囚時代において、富裕層を支援するような政策はあり得ず、また、律法を遵守しないことが最大の罪であるにもかかわらず、かつて遵守されなかったことを理由に、七年の解放規定を廃棄してほぼ一生涯の奴隷を許可するよう修正したとは考えられない。

【B’】 「ヨベルの年」は第七の年を意味する、という④Lemche の見解について、 $\aleph$ 規定のようないくつかの古い法慣習とヨベルの年規定が結びついたとする可能性は、確かに否定できない<sup>47</sup>。しかし、レビ記において一貫してヨベルの年は五十年目であると示されているにもかかわらず、 $\aleph$ 規定における「ヨベルの年」を第七の年と類推解釈しようとする④Lemche の提案は、あまりに屈折している。⑤Wright が指摘するように、問題を「解明した」というより「切り捨てた」だけで、あまり説得力がない<sup>48</sup>。また、⑥Hartley が述べているように、④Lemche によ

る「二次的混合物」という見方は、複雑な再構築であり、証拠に乏しいので立証も否定も不可能である<sup>49</sup>。

以上に鑑みると、三規定は競合するのではなく全く別々の状況が背景にあるとする、【C】第七の年とヨベルの年は対象者が異なる、という解釈は、最も確からしいと思われる。ただし、③Mendelsohn の考えに基づけば、強制された奴隷が七年目に解放される一方、任意で奴隷となった者はほぼ一生涯隷属する状況が生じることになるため、不公平で不可解だという批判もある<sup>50</sup>。これは、同じく⑤Wright にも寄せられる批判であり、土地を持つイスラエル人が土地を持たぬ「ヘブライ」の雇い人よりも非常に長い期間、奴隷でいなければならない状況は不自然である<sup>51</sup>。⑦Chirichigno が主張の根拠としているのは、レビ記 25:39 の נִמְכָּר に関する再帰的解釈であるが、これは⑧Schenker の調査によって覆されている<sup>52</sup>。מִכַּר を語根に持つ動詞が受身を意味する場合には Niphal 動詞、再帰を意味する場合には全て Hithpael 動詞となるので<sup>53</sup>、レビ記 25:39 の Niphal 動詞 נִמְכָּר は受身「売られた」を意味することになる。⑨Tsai がいうように、⑦Chirichigno は根拠に乏しい<sup>54</sup>。

レビ記規定を出エジプト記規定および申命記規定の補遺と見なす解釈、すなわち、【C′】通常は第七の年で、終身奴隷の場合はヨベルの年である、という見解は、一見、合理的である。特に、三規定によって奴隷解放の全事例が網羅されるという⑧Schenker の提案に従えば、一切の矛盾が解消されよう。しかし、先に【A】と【B】の解釈に対して寄せられた①Driver の批判が、ここでも有効となる。三規定において、修正、更新、あるいは、総則や附則に対する明確な言及がない以上、レビ記規定を補遺と断定することはできない。むしろ、③Mendelsohn が述べているように、規定間には関連がないようにも思われる。奴隷解放という主題が重複しているからといって、いずれかが有効ではない、あるいは、いずれかが総則でいずれかが補遺、ということにはならないであろう。異なる状況で三規定が別々に運用されていた可能性は十分に高い。なお、これと同種の指摘をしながらレビ記規定を補遺として適用しようとする⑨Tsai の姿勢は、不可解である<sup>55</sup>。

#### 4. 奴隷解放の年に関する考察

ここまで検討してきた議論を踏まえると、争点は次の三つに集約されると思われる。三つとは、(i) 第七の年とヨベルの年の意義、(ii) 規定の成立順序、(iii) 規定の運用可能性である。上述した【B′】や【C】【C′】は、第七の年とヨベルの年の意義に注目しており、規定の成立順序には、【B】【B′】【C′】が特に関心を寄せ、規定の運用可能性については、【A】から【C′】までが何らかの形で考慮に入れている。これら三点に対する本稿の立場を明らかにした上で、奴隷解放の年に関する

る結論を述べる。

### (i) 第七の年とヨベルの年の意義

まず、第七の年とヨベルの年の意義について、それぞれの年に実施される事柄を改めて確認する。出エジプト記において、第七の年には、奴隷解放 (21:2-6) と休閑 (23:11) が行なわれる。出エジプト記が、ハンムラビ法典をはじめとした古代近東法典における奴隷解放規定を採用する過程で、七の周期を基本とするイスラエルの法慣習と調和させるために、第七の年を解放の年と定めたことは、ほとんど疑いがない<sup>56</sup>。一方、申命記において、第七の年とは「負債免除の年」であり、負債免除 (15:1-11)、奴隷解放 (15:12-18)、さらに仮庵祭での律法朗読 (31:10) が行なわれる。「負債免除」を意味する単語  $\text{השנה}$  は、申命記にしか現れないため<sup>57</sup>、申命記の術語と見なすことができる。つまり、申命記に特有の負債免除の一環として、奴隷が解放されるのである。他方、レビ記において、第七の年に実施されるのは休閑 (25:2-7) のみであり、聖別された五十年目であるヨベルの年に、土地返還 (25:10, 13-31)、休閑 (25:11-12)、奴隷解放 (25:39-55) が行なわれる。レビ記の重点は明らかに土地の原状回復に置かれている。ヨベルの年に土地を返還するためには、返還先となる本来の土地所有者の存在を確保せねばならず、そのために、窮乏して奴隷となった所有者を解放し、土地に帰らせる必要がある。奴隷解放は土地返還のための付随的な措置である。

このように見ていくと、規定ごとに奴隷解放の年の意味合いが異なることが分かる。出エジプト記規定においては、字義通りに奴隷解放が実施される年であるが、申命記規定においては、負債免除の年、レビ記規定においては、土地返還の年であり、奴隷解放はそれらの主目的に付随する事柄に過ぎない。したがって、三規定における第七の年とヨベルの年は、規定ごとに別々の状況を示している。この点で、本稿は、【A】【B】【B'】と反対の立場を取る。

### (ii) 規定の成立順序

次に、規定の成立順序について、本稿が依拠するのは、魯恩碩の説である。魯によれば、奴隷解放規定を含めた、出エジプト記、レビ記、申命記における法典 (順に、出エジプト記 20:22-23:19; レビ記 17:1-26:22; 申命記 12:1-26:19) は、捕囚期以後のユダヤ社会における三つの異なる集団による相互的な影響の下、ペルシア帝国からの自治要請に応じて、ほぼ同時期に完成された社会規範である<sup>58</sup>。従来、法典の成立に関しては、出エジプト記が最古で申命記とレビ記が後続する、と考えられてきたが、異同や矛盾を含んだ法典が五書に並置される説明としては不十分であり、魯が示したように、三つの異なる集団が相互に影響し合って同時

期に法典を形成したと考えることで、疑問の多くに一定の回答を与えることになる<sup>59</sup>。魯の説を踏まえると、三規定に成立の前後はなく、異なる背景や伝承経路を持ちながらも共存していた三様の集団が、各自の主義の下に奴隷解放の法慣習を同時期に成文化したために、三様の規定が生じ、異同や矛盾を含むことになった、といえる。

これは、三規定の表記の異同からも説明することが可能である。三規定には、対象者や条件といった内容上の明らかな異同だけではなく、同じ事項について述べていながら表記の異なる箇所が複数存在する。例を次の表 1 に示す。

表 1 三規定の表記の異同

	「第七の」	「永久の」	「目に」
出エジプト記	וּבְשָׁבֶעַת (21:2)	לְעֹלָם (21:6)	בְּעֵינַי (21:8)
レビ記		לְעֹלָם (25:46)	לְעֵינַיָּךְ (25:53)
申命記	הַשְּׁבִיעֵת (15:12)	עוֹלָם (15:17)	בְּעֵינַיָּךְ (15:18) <sup>60</sup>

人称、前置詞、定冠詞の用法がそれぞれ異なるのはもちろん、ここで特に目を引くのは、長書き (full writing) が用いられているか否かという表記上の異同である。三規定とも、一方では長書きを用い、他方では短綴り (defective writing) を用いて、同一規定内で表記法が一貫していないばかりか、「永久の」は、出エジプト記規定とレビ記規定が一致していて、申命記規定のみが異なり、「目に」は、表記の点では出エジプト記規定とレビ記規定が一致しているが、前置詞の点で出エジプト記規定と申命記規定が一致し、人称の点でレビ記規定と申命記が一致している。もし、いずれかの規定が先にあり、後続の規定がそれを参照しながら成立したのだとすれば、これほど多くの微細な異同が無規則に生じるだろうか。それぞれの箇所に文法や発音上の問題はなく、敢えて表記法を変える必要があったとも思われない。合理的に考えれば、すでに完成していた先行規定を書写したのではなく、各規定が互いの成文を参照することのないまま別々に成立した、と見るのが妥当である。

したがって、本稿は規定の成立順序を次のように考えている。おそらく元来は、「第七の年に解放する」「永久の奴隷とする」「目に悪いことをしない<sup>61</sup>」といった、奴隷解放規定の核となる法慣習が、口頭で伝承されていた。しかし、異なる伝承経路を持った三様の集団があり、各集団の規定は、概要は同じだが詳細が異なっていた。規定を成文化する際に、各自の主義、すなわち、第七の年における奴隷解放、ヨベルの年における土地返還、第七の年における負債免除に、重点を

置いたため、三規定の内容、用語、表記に齟齬が生じるようになった。すなわち、三規定は別々に伝承されて成立し、その成立に前後はない。そのため、三規定とも、修正や補遺ではなく、独立して有効である。この点で、本稿は、【A】から【C'】のいずれとも一致せず、特に【C】と正反対の立場を取る。

### (iii) 規定の運用可能性

最後に、規定の運用可能性について、現在までのところ、ヨベルの年が実施されたことを裏づける証拠は見つかっていない<sup>62</sup>。奴隷解放規定そのものに関して同様である。しかし、もとより運用が不可能であると予見した上でなお規定を置いた、と見るのは、本末転倒である。規定を置く以上、規定を実行に移す意図は、間違いなく存在していた。この点で、本稿は【B】と異なる立場を取る。【A】や【C'】、特に【C】のように、当初は規定を運用する意図があったが、一旦は運用した後次第に運用しなくなった、あるいは、奴隷解放の年が到来する前に運用が困難になった、と想定する。奴隷解放規定の運用には、規定を実行に移すことのできる強制力の存在が必要不可欠である。特に、ヨベルの年における国家規模の土地返還に伴う奴隷解放を定めているレビ記規定の運用は、中央集権体制が実際に確立されているか、そのような組織の確立を期待することができる社会的状況を必要とする。そこから、次第に、あるいは、結果的に、当初の意図に反して規定の運用が不可能になったとすれば、運用を阻害した原因として、奴隷解放の余裕がないほどの経済的状況の悪化、エレミヤ書 34:8-17 に示されているような律法に対する民の墮落なども考えられるが、最大の要因は、強制力を持った組織の不在であった、と推察する。大小複数の部族集団によって構成され、常に近隣諸国の脅威にさらされていたイスラエル社会において、第七の年はまだしも五十年目のヨベルの年まで、盤石な政権を維持することは、おそらく難しかったのではないだろうか。規定が書かれたとされる捕囚期以後においても、いわゆる宗主国であるアッシリアやバビロニア、ペルシアでさえ政情に変化がある中で、魯がいうところの「三つの下位集団」は、奴隷解放の年までの期間、自治を安定させ続けることができなかつた、と考えるのが、自然である。

したがって、当初は規定を運用する意図があったが、奴隷解放の年の到来を前に政情に変化が生じて運用することができず、次の奴隷解放の年を待つうちに再び政権が倒れるといったことが重なって、次第に規定が運用されなくなり、現在までのところ運用の記録も見つかっていない、という解釈が、運用可能性に対する本稿の立場である。

結びとして、奴隷解放の年に関する本稿の考察を、次のように示す。第七の年

とヨベルの年の意義は、規定ごとに異なる。これは、規定の核となった奴隷解放の法慣習が、三様の異なる経路を辿って伝承され、異なる主義の下に成文化されたためである。出エジプト記では第七の年における奴隷解放、レビ記ではヨベルの年における土地返還、申命記では第七の年における負債免除に、重点が置かれた。このため、奴隷解放の年に異同が生じるようになった。三規定は、別々に伝承されて成立し、その成立に前後はなく、互いの修正や補遺ではない。規定は、運用の意図を持って設置され、特に第七の年の奴隷解放は実際に行なわれたと考えられる。ただし、安定的な強制力がなかったため、次第に運用されなくなった。

本稿は、三規定が異なる状況で別々に運用されていたと見ているため、大要では【C】に属するが、三規定が独自に成立し、レビ記規定にも運用可能性を認めている点では、【C】と反対の立場である。

## 5. おわりに

本稿では、三つの奴隷解放規定における奴隷解放の年に関する異同に焦点を当て、研究者たちの見解を確認した。研究者たちの見解は、Daisy Yulin Tsai による分類を踏まえた上で、【A】から【C'】の五つに分類することができる。分類順に各説を検討した結果、蓋然性が高いのは【C】であると判断した。

奴隷解放の年に関する議論の争点は、(i) 第七の年とヨベルの年の意義、(ii) 規定の成立順序、(iii) 規定の運用可能性の三つに集約される。本稿は、(i) 奴隷解放の年の意義は規定ごとに異なり、(ii) 三規定は別々に伝承されて成立し、その成立に前後はなく、(iii) 運用の意図を持って規定が置かれたが、安定的な強制力がなかったため、次第に運用されなくなった、と考える。奴隷解放の年に関する異同が生じたのは、(i)と(ii)の点に拠る。以上が本稿の結論である。大要では【C】に属する立場だが、(ii)と(iii)の点では【C】と一致しない。

なお、本稿は、規定の運用可能性を認めているが、運用されなくなった状況について考える場合にこそ、そもそもなぜ奴隷解放規定が置かれたのか、という本質的な問題に立ち返ることができる。状況次第で運用が困難か不可能となるような規定が置かれたとすれば、奴隷解放という主題の他に、何か目的があったのかもしれない。規定が書かれたとされる捕囚期における理想的社会像を訴えたのだろうか、あるいは、Tsai が規定の本質として提示するように、人道主義的精神を奨励したのだろうか。このように推論を進めていくことで、奴隷解放規定の目的に近づくことができると思われる。

本稿で扱った奴隷解放規定をはじめとして、聖書の記述の背景を探ることには、歴史学的実証性を得る以上の意義がある。背景にある時代や社会的状況を同定し、

記述の内容を本来の文脈に置くことで、それが実際にはどのような役割や目的を持っていたのか、という実像が見えてくる。実像へと迫る先で、その記述が本来伝えようとしているメッセージに辿り着くこともできるだろう。奴隷解放規定についていえば、背景の解明は、規定の本質に迫るための唯一の手がかりである。今後とも三規定に関する考察を重ねたい。

推薦者：アダ・タガー・コヘン  
同志社大学神学部神学研究科教授

## 註

\*本稿は、日本基督教会近畿支部会（2019年3月26日、於：神戸女学院大学）での研究発表に基づく。

- <sup>1</sup> 本稿において、聖書の本文は、Karl Elliger, Wilhelm Rudolph, and Adrian Schenker eds., *Biblia Hebraica Stuttgartensia: Editio Funditus Renovata* (Quinta Emendata ed. Stuttgart: Deutsche Bibelgesellschaft, 1997) に準ずる。日本語訳は、共同訳聖書実行委員会『聖書 新共同訳 旧約聖書続編つき』（日本聖書協会、1995年）に準ずる。
- <sup>2</sup> S. R. Driver, *A Critical and Exegetical Commentary on Deuteronomy* (New York: Charles Scribner, 1895), 185.
- <sup>3</sup> *Ibid.* Cf. Martin Noth, *Leviticus: A Commentary* (J. E. Anderson trans., London: SCM Press, 1965), 192; G. Henton Davies, *Exodus: Introduction and Commentary* (London: SCM Press, 1967), 175; Christopher J. H. Wright, "What Happened Every Seven Years in Israel?: Old Testament Sabbatical Institutions for Land, Debts and Slaves Part II," *The Evangelical Quarterly* 56.4 (1984), 196; R・K・ハリソン『レビ記』（井上誠訳、いのちのことば社、2007年）、235頁。ミルトス・ヘブライ文化研究所（編）『レビ記』2巻（ミルトス、2016年）、149頁。
- <sup>4</sup> S. R. Driver, 185.
- <sup>5</sup> *Ibid.*
- <sup>6</sup> 例として、エレミヤ書 34:8-17 におけるゼデキヤ王による改革以前が挙げられている (*Ibid.*)。
- <sup>7</sup> Gordon J. Wenham, *The Book of Leviticus* (Grand Rapids: William B. Eerdmans Publishing Company, 1979), 318; J. Philip Hyatt, *Exodus* (Revised ed. Grand Rapids: Wm. B. Eerdmans Publishing Company, 1980), 228; Cornelis Houtman, *Exodus* Vol. 3 (Leuven: Peeters, 2000), 122; Jacob Milgrom, *Leviticus: A Book of Ritual and Ethics* (Minneapolis: Fortress Press, 2004), 301; マックス・ヴェーバー『古代ユダヤ教』上巻（内田芳明訳、岩波書店、1996年）、181頁。
- <sup>8</sup> Eli Ginzberg, *Studies in the Economics of the Bible* (Philadelphia: Jewish Publication Society of America, 1932), 50.
- <sup>9</sup> *Ibid.*

- 
- <sup>10</sup> Eli Ginzberg, 51.
- <sup>11</sup> *Ibid.*
- <sup>12</sup> Daisy Yulin Tsai, *Human Rights in Deuteronomy: With Special Focus on Slave Laws* (Berlin: De Gruyter, 2014), 100.
- <sup>13</sup> Isaac Mendelsohn, *Slavery in the Ancient Near East: A Comparative Study of Slavery in Babylonia, Assyria, Syria, and Palestine from the Middle of the Third Millennium to the End of the First Millennium* (New York: Oxford University Press, 1949), 89.
- <sup>14</sup> *Ibid.*
- <sup>15</sup> Isaac Mendelsohn, 90.
- <sup>16</sup> *Ibid.*
- <sup>17</sup> N. P. Lemche, "The Manumission of Slaves: The Fallow Year, the Sabbatical Year, the Jubel Year," *Vetus Testamentum* 26.1 (1976), 50.
- <sup>18</sup> レビ 25:35 ff., 25:39 ff., 25:47 ff.
- <sup>19</sup> N. P. Lemche, 50.
- <sup>20</sup> *Ibid.*
- <sup>21</sup> N. P. Lemche, 49-51.
- <sup>22</sup> Christopher J. H. Wright, 195.
- <sup>23</sup> Christopher J. H. Wright, 196.
- <sup>24</sup> Wright は解釈の根拠として次の七つの違いを挙げている (Christopher J. H. Wright, 196-199)。(i) 前者には「ヘブライ」という単語が現れるが、後者には現れず、また、前者には「貧しくなったなら」という前提条件がないが、後者にはある。(ii) 前者では奴隷として働くが、後者では奴隷のように働かず奴隷として売られない。(iii) 前者では買い戻しの権利に言及がないが、後者にはある。(iv) 前者では妻子は解放されないが、後者では子どもと共に解放される。(v) 前者の解放は各家で実施されるが、後者の解放は国家規模の祝祭と関連する。(vi) 前者には *אֶלְעָזָר* という単語が現れるが、後者には現れず、また、前者には *בְּכֹרֶת* という単語が現れないが、後者には現れる。(vii) 前者はイスラエルがエジプトで奴隷であったことを神学的根拠とするが、後者は人間が神の奴隷であることを神学的根拠とする。
- <sup>25</sup> Christopher J. H. Wright, 199.
- <sup>26</sup> Christopher J. H. Wright, 199-200.
- <sup>27</sup> John E. Hartley, *Leviticus* (Nashville: Thomas Nelson, 1992), 433.
- <sup>28</sup> John E. Hartley, 432-433.
- <sup>29</sup> John E. Hartley, 433.
- <sup>30</sup> *Ibid.*
- <sup>31</sup> Gregory C. Chirichigno, *Debt-Slavery in Israel and the Ancient Near East* (Sheffield: JSOT Press, 1993), 330-332.
- <sup>32</sup> Gregory C. Chirichigno, 330.
- <sup>33</sup> Gregory C. Chirichigno, 331-334.
- <sup>34</sup> Gregory C. Chirichigno, 330.
- <sup>35</sup> Adrian Schenker, "The Biblical Legislation on the Release of Slaves: The Road from Exodus to Leviticus," *Journal for the Study of the Old Testament* 78 (1998), 32.
- <sup>36</sup> Adrian Schenker, 32-33.

<sup>37</sup> Schenker の解釈 (Adrian Schenker, 33. Cf. Adrian Schenker, "Affranchissement d'une Esclave selon Ex 21,7-11," *Biblica* 69 (1988), 547-556) に基づけば、三規定は、次の表 2 のように全ての解放の事例を網羅していることになる。

表 2 A. Schenker の解釈に基づく三規定の適用方法

		規定	解放の年
男 奴 隷	独身の男奴隷	出・申	第七の年
	奴隷となる前から既婚で子どもを持たない男奴隷	出	第七の年
	奴隷となった後に主人によって結婚させられた男奴隷	出	第七の年
	奴隷となる前から既婚で息子がいる男奴隷 (厳密には奴隷ではなく雇い人や滞在者に相当する)	レビ	ヨベルの年
女 奴 隷	結婚を目的として買われた女奴隷	出	状況次第
	上記以外の女奴隷	申	第七の年

<sup>38</sup> Daisy Yulin Tsai, 102. Cf. Martin Noth, 192; Philip J. Budd, *Leviticus* (London; Grand Rapids: Marshall Pickering; William B. Eerdmans Publishing Company, 1996), 355; Jacob Milgrom, 299.

<sup>39</sup> Daisy Yulin Tsai, 102-103.

<sup>40</sup> Daisy Yulin Tsai, 103-104.

<sup>41</sup> Daisy Yulin Tsai, 110-112.

<sup>42</sup> Daisy Yulin Tsai, 108, 112.

<sup>43</sup> Daisy Yulin Tsai, 100.

<sup>44</sup> Baruch A. Levine, *Leviticus = לויקרא: The Traditional Hebrew Text with the New JPS Translation* (Philadelphia: Jewish Publication Society, 1989), 179; Nahum M. Sarna, *Exodus = שמות: The Traditional Hebrew Text with the New JPS Translation* (Philadelphia: Jewish Publication Society, 1991), 120; Jeffrey H. Tigay, *Deuteronomy = דברים: The Traditional Hebrew Text with the New JPS Translation* (Philadelphia: Jewish Publication Society, 1996), 150; Daisy Yulin Tsai, 108-109; Michael Carasik ed., *The Commentators' Bible: The JPS Miqra'ot Gedolot: Deuteronomy = דברים* (Philadelphia: Jewish Publication Society, 2015), 106; ミルトス・ヘブライ文化研究所 (編)『申命記』1 卷 (ミルトス、1995 年)、171 頁。厳密には、ヨベルの年か主人の死のいずれか早く到来した時期に終身奴隷は解放される、としている (Nahum M. Sarna, 120; Daisy Yulin Tsai, 108-109)。

<sup>45</sup> Christopher J. H. Wright, 193.

<sup>46</sup> Christopher J. H. Wright, 194.

<sup>47</sup> Martin Noth, 189-192; Nobuyoshi Kiuchi, *Leviticus* (Nottingham; Downers Grove: Apollos; InterVarsity Press, 2007), 452-453.

<sup>48</sup> Christopher J. H. Wright, 194.

<sup>49</sup> John E. Hartley, 432.

<sup>50</sup> Christopher J. H. Wright, 195; John E. Hartley, 432.

<sup>51</sup> John E. Hartley, 432.

<sup>52</sup> Adrian Schenker, "The Biblical Legislation on the Release of Slaves," 31.

- 53 再帰的意味で語根  $\text{מכר}$  が用いられているのは、申 26:68; 王上 21:20, 21:25; 王下 17:17 の四箇所のみであり、全て Hithpael 動詞である (Cf. *Ibid.*)。
- 54 Daisy Yulin Tsai, 101-102.
- 55 Daisy Yulin Tsai, 110-112.
- 56 ハムラビ法典 117 条では、債務を負って奴隷となった男女は、三年間働いた後、第四の年に解放される (中田一郎 (訳) 『ハンムラビ「法典」』 (2 版、リトン、2002 年)、34 頁。Martha Tobi Roth and Harry A. Hoffner Jr., *Law Collections from Mesopotamia and Asia Minor* (Piotr Michalowski ed., 2nd ed. Atlanta: Society of Biblical Literature, 1997), 103)。同条のほか、ハンムラビ法典 175 条および 282 条、中期アッシリア法 A 55-56 条などが、出 21:2-11 に影響を与えたと考えられる (David P. Wright, *Inventing God's Law: How the Covenant Code of the Bible used and Revised the Laws of Hammurabi* (New York: Oxford University Press, 2009), 152)。
- 57  $\text{מָצָא}$  が現れる箇所は、申 15:1-2, 15:9, 31:10 である。ただし、動詞に範囲を広げるのであれば、 $\text{מָצָא}$  を語根に持つ動詞は、出 23:11; 申 15:2, 15:3; サム下 6:6; 王下 9:33; 詩 141:6; エレ 17:4; 代上 13:9 に現れるので、申命記に限定されない。
- 58 魯恩碩 「「契約の書」、「申命記法典」、「神聖法典」の相互的影響関係とその時代背景」 『人文科学研究：キリスト教と文化』 46 卷 (2015 年)、266-271 頁。
- 59 魯恩碩、267 頁。
- 60 タルグム、サマリア五書などの写本では、 $\text{בְּעֵינַיִךְ}$  である。
- 61 字義通りには、「彼女の主人の目に彼女が悪いなら、彼は彼女を身請けするだろう」 (出 21:8)、「彼はあなたの目の前で彼を過酷に踏みにじることはない」 (レビ 25:53)、「彼はあなたの目に厳しいことはない」 (申 15:18) である。出 21:8 は、問題が生じた場合の女奴隷に対する補償、レビ 25:53 と申 15:18 は、奴隷に対する虐待の予防と見なされている。
- 62 Jacob Milgrom, 301; Nobuyoshi Kiuchi, 453.